

地域ブランドとしての文化と総務省の関連施策等

総務省準公営企業室長 (※発表時点)
八矢 拓

1. 文化振興等に対する地方交付税による財政措置

- ・ 普通交付税による措置
- ・ 特別交付税による措置と活用の実例

2. 地域において文化と観光・発信を両輪で取り組む事例

(愛媛県をテーマに)

- ・ 【事例①】 愛媛県による自転車文化の発信
- ・ 【事例②】 愛媛県大洲市によるキャッスルステイ、古民家ホテル

3. その他（個人的な見解）

普通交付税 は、**基準財政需要額** が **基準財政収入額** を超える団体に対して交付

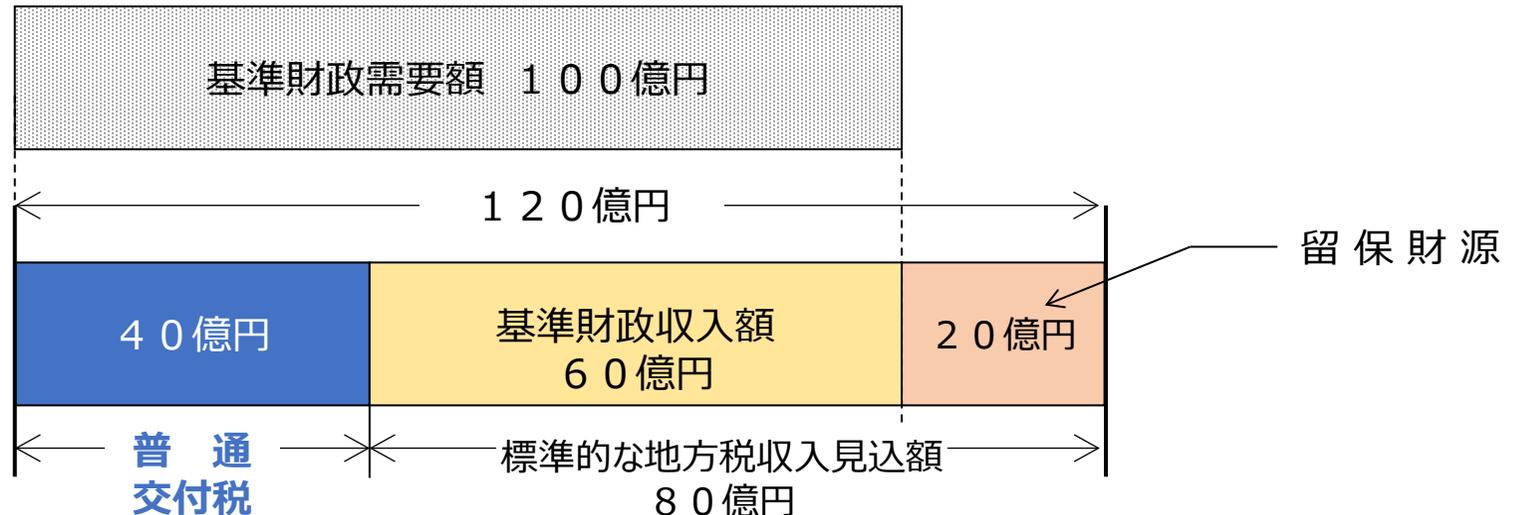
- **基準財政需要額** : 当該団体の標準的な財政需要として、
各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

- **基準財政収入額** : 当該団体の標準的な財政収入として、
各税目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{標準的な地方税収入見込額} \times 75\% \text{ (譲与税については100\%)}$$

- **算定例** :



普通交付税の算定項目と測定単位（令和6年度）

※赤枠は文化振興関係

【道府県分】

項 目		測 定 単 位		単 位 費 用 (円)
一 警 察 費		警 察 職 員 数		8,687,000
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道 路 の 面 積		137,000
		道 路 の 延 長		1,893,000
	2 河川費	河 川 の 延 長		192,000
		港 湾	係 留 施 設 の 延 長	29,500
外 郭 施 設 の 延 長			5,200	
漁 港	係 留 施 設 の 延 長	10,200		
	外 郭 施 設 の 延 長	4,620		
4 その他の土木費				1,280
三 教 育 費	1 小学校費			3,000
	2 中学校費			9,000
	3 高等学校費			5,000
	4 特別支援学校費	教 職 員 数	5,583,000	
		学 級 数	2,188,000	
5 その他の教育費	人 口	2,180		
	高等専門学校及び大学の学生の数	214,000		
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	312,740		
四 厚 生 労 働 費	1 生活保護費	町 村 部 人 口	9,450	
	2 社会福祉費	人 口	7,510	
	3 衛生費	人 口	14,900	
	4 こども子育て費	1 8 歳 以 下 人 口	98,600	
	5 高齢者保健福祉費	6 5 歳 以 上 人 口	58,200	
		7 5 歳 以 上 人 口	98,300	
6 労働費	人 口	450		
五 経 済 産 業 費	1 農業行政費	農 家 数	117,000	
	2 林野行政費	公 有 以 外 の 林 野 の 面 積	5,310	
		公 有 林 野 の 面 積	15,500	
	3 水産行政費	水 産 業 者 数	365,000	
4 商工行政費	人 口	2,050		
六 総 務 費	1 徴税费	世 帯 数	5,710	
	2 恩給費	恩 給 受 給 権 者 数	829,000	
	3 地域振興費	人 口	553	
七 地域の元気創造事業費				
八 人口減少等特別対策事業				
九 地域社会再生事業費				
十 地域デジタル社会推進費				
1 企画費				
(7) 地域文化・スポーツ振興、交流対策費				
263百万円（標準団体ベース）の一部				
→単位費用ベース：155円				
包括算定経費		人 口	9,740	
		面 積	1,062,000	

(細目) 5 社会教育費 -
(細節) (1) 社会教育・文化財保護費
318,752千円（標準団体ベース）の一部
→単位費用ベース：188円

(細目) 2 社会教育費 -
(細節) (1) 社会教育費
94,706千円（標準団体ベース）の一部
→単位費用ベース：947円

地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし
5,650千円（標準団体ベース）
→単位費用ベース：57円

【市町村分】

項 目		測 定 単 位		単 位 費 用 (円)
一 消 防 費				11,800
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道 路 の 面 積		71,900
		道 路 の 延 長		188,000
	2 港湾費	港 湾	係 留 施 設 の 延 長	28,300
			外 郭 施 設 の 延 長	5,200
漁 港		係 留 施 設 の 延 長	10,000	
	外 郭 施 設 の 延 長	3,260		
3 都市計画費	都 市 計 画 区 域 に お け る 人 口		981	
4 公園費	人 口	538		
5 下水道費	都 市 公 園 の 面 積	37,600		
6 その他の土木費	人 口	105		
	人 口	1,420		
三 教 育 費	1 小学校費	人 口	51,300	
		学 級 数	818,000	
	2 中学校費	学 級 数	2,708,000	
		人 口	47,400	
3 高等学校費	教 職 員 数	6,554,000		
	生 徒 数	78,500		
4 その他の教育費	人 口	4,420		
四 厚 生 労 働 費	1 生活保護費	市 部 人 口	9,430	
	2 社会福祉費	人 口	8,050	
	3 保健衛生費	人 口	7,180	
	4 こども子育て費	人 口	98,600	
	5 高齢者保健福祉	人 口	58,200	
	6 清掃費	人 口	98,300	
五 経 済 産 業 費	1 農業行政費	農 家 数	92,000	
	2 林野水産行政費	林 業 及 び 水 産 業 の 従 業 者 数	525,000	
	3 商工行政費	人 口	1,360	
六 総 務 費	1 徴税费	世 帯 数	4,120	
	2 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数	1,120	
	3 地域振興費	世 帯 数	2,090	
	人 口	1,740		
七 地域の元気				
八 人口減少等				
九 地域社会再				
十 地域デジタル社会推進費				
1 企画費				
(4) 地域文化・スポーツ振興、交流対策費				
64百万円（標準団体ベース）の一部				
→単位費用ベース：640円				
包括算定経費		人 口	19,400	
		面 積	2,200,000	

各項目における基準財政需要額の算定

各項目における単価(単位費用)に人口等(測定単位)を乗じることを基本。

【消防費(市町村分)の例】

$$\text{消 防 費} = \frac{\text{人口1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{人口}}{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

常備消防+非常備消防(消防団)

国勢調査人口

人口規模や人口密度
によるコスト差

【標準団体とは】

単位費用を算出するために、標準的な地方団体(標準団体)又は標準的な施設(標準施設)を設定する。具体的には、人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、地理的条件などが特異ではないもの(積雪地帯や離島ではなく、また都市化も平均的なもの)を想定する。

(例)

	都 道 府 県	市 町 村
人 口	1,700,000 人	100,000 人
面 積	6,500 km ²	210 km ²
世 帯 数	750,000 世帯	44,000 世帯
道 路 の 延 長	3,900 km	500 km

さらに、標準的な経費を算定するための標準団体について、費目ごとにより細かく、行政規模を設定している。

例：小学校費（道府県分）の単位費用の積算方法

標準団体の行政規模

県の人口：170万人を標準団体

項 目		令和6年度
学校数 (うち本校360校)		364 校
教職員数	校 長	360 人
	教 頭	372 人
	一 般 教 員	5, 141 人
	事務職員等	491 人
計		6, 364 人※

※ 標準団体行政規模6,447人から充て指導主事、
休職及び産休教職員83人を控除したもの

標準団体経費

歳 出(給与費、旅費等) 51, 132百万円 (A)

歳 入(国庫支出金) 13, 022百万円 (B)

差 引(一般財源所要額)

(A) - (B)

38, 110百万円

$$\text{単位費用} = \frac{\text{標準団体一般財源所要額}}{\text{標準団体教職員数}} = \frac{38, 110 \text{百万円}}{6, 364 \text{人}} = \boxed{5, 988, 000 \text{円}} \text{ (令和6年度)}$$

「その他教育費」

細目	細節	行政事務内容
1. 社会教育費	教育委員会費	
2. 総務調査費	総務調査費	
3. 学校管理費	学校管理費	
4. 学校教育費	学校教育指導・研究費	
5. 社会教育費	(1)社会教育費・文化財保護費 (2)社会教育施設費	(1)～(6) 略 (7)文化財管理費等の補助、重要文化財の指定等に関する事務
6. 保健体育費	保健体育費(社会体育施設を含む)	
7. 教育研修センター費	教育研修センター費	

(1)社会教育費・文化財保護費の積算：標準団体当たり319百万円(県分)

区分	積算内容
給与費	職員給与費(派遣社会教育主事(スポーツ担当を含む)38人
報酬	社会教育委員会委員、文化財保護審議会委員等 委員18人
報償費	講師謝金
需用費等	文化財保護関係補助金等文化財の維持管理費、旅費、備品購入費等

「包括算定経費」

算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、「包括算定経費(新型)」として、人口と面積を基本とした簡素な算定方法を導入。

- ① 「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」(基準財政需要額の1割程度)の算定について導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費(従来型)」の項目数を3割削減

H18
95(都道府県 42、市町村 53) → H19
68(都道府県 32、市町村 36)

- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方公共団体に対応する仕組みを確保(「地域振興費」の創設)

※ 基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定:抜粋)

地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

令和6年度算定額

(単位:億円)

区 分	道府県分	市町村分	合 計
包括算定経費 (新型)	13, 197	25, 482	38, 679

基準財政需要額(公債費除き)46.0兆円の約1割

包括算定経費（県分）のうち人口に応じて算定する経費

1 企画費

- (1)企画調整費
- (2)国際化推進対策費
- (3)自治振興費
- (4)市町村合併費
- (5)情報管理等費
- (6)科学技術振興費
- (7)地域文化・スポーツ振興、
交流対策費
- (8)環境保全対策費
- (9)交通安全推進費
- (10)土地対策費
- (11)男女共同参画推進費
- (12)共生社会推進費
- (13)少子化対策費

2 総務費

- (1)総務費
- (2)人事管理費
- (3)財産管理等費
- (4)財産管理費
- (5)総合事務所費
- (6)市町村連絡調整費
- (7)消防防災費
- (8)統計費
- (9)その他経費

3 各種委員(会)等費

- (1)選挙管理委員会等費
- (2)人事委員会費
- (3)監査委員日

4 議会費

5 建設事業費

- (1)特別支援学校校舎等の改修事業費
- (2)河川・砂防施設改良費
- (3)農業振興費
- (4)森林整備保全費
- (5)都市計画事業費
- (6)海岸保全施設費
- (7)社会福祉・老人福祉施設費
- (8)その他の建設事業費

6 追加財政需要

行政事務内容

- 地域文化芸術推進基本計画の策定、文化行政の総合調整及び推進、地方芸術文化振興・団体、地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし、地域の劇場、音楽堂等の育成・活用
- スポーツ活動の参加促進及びスポーツ情報の提供、地域スポーツクラブの育成及び指導者育成
- 地域間交流対策

特別交付税制度の概要

1. 総額

- 地方交付税総額の6%に相当する額
(地方交付税法第6条の2)

2. 役割

- 普通交付税の補完的機能(地方交付税法第15条)

※ 個別の算定項目等については、省令に規定

- 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること

例) 地域医療(公立病院等)、地域交通(地方バス・離島航路等)、文化財保存、消防救急関係 等

- 普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること 等

例) 災害関係(地震・台風・豪雨等)、除排雪関係 等

3. 交付時期

- 年2回に分けて交付
(地方交付税法第15条、第16条)

<第1回> 12月に交付(総額のおおむね1/3以内)

<第2回> 3月に交付

4. 特別交付税総額

【令和5年度】

11,017億円(当初)

11,322億円(補正後)

※令和5年度補正予算において305億円を増額

【令和6年度】

11,200億円(予算額)

(対前年度比(当初) +1.7%、+184億円)

(対前年度比(補正後) ▲1.1%、▲122億円)

特別交付税の算定対象項目について（主な項目）※市町村分

- 特別交付税は、普通交付税の画一的な算定方法では捕そくできない特別の財政需要を対象とする。
- 具体的な対象項目(主なもの)は以下のとおり。

特別交付税の主な対象項目及び具体例

1. 災害関連項目

- ・ 災害応急・復旧対応に要する経費
※ 災害復旧事業費の一定割合、り災世帯数等×単価により算定
- ・ 災害廃棄物(がれき等)の処理に要する経費
- ・ 被災地への応援職員に要する経費 など

2. 除排雪関係項目

- ・ 除排雪に要する経費
- ・ 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費

3. 災害類似項目

- ・ 鳥インフルエンザの蔓延防止等に要する経費
- ・ 口蹄疫の蔓延防止等に要する経費
- ・ 活動火山対策(降灰除去等)に要する経費 など

4. 地域医療関係項目

- ・ 公立病院の経営に要する経費
※ 繰出金の額・病床数等に応じて算定
- ・ 医師派遣に要する経費
- ・ へき地医療に要する経費 など

5. 消防救急関係項目

- ・ 高速道路等における救急に要する経費
- ・ 消防団員の確保に要する経費 など

6. 地域交通関係項目

- ・ 地方バスの運行維持に要する経費
- ・ 地域鉄道の支援に要する経費
- ・ 離島航路、離島航空路の運行維持に要する経費 など

特別交付税の主な対象項目及び具体例

7. 公営企業関係項目

- ・ 不採算地区の上水道事業高料金対策に要する経費
※ 自然環境等により建設改良費が割高となる地域を対象
- ・ 簡易水道事業の統合推進に要する経費

など

8. 地方創生関係項目

- ・ 地域おこし協力隊に要する経費
- ・ 定住自立圏構想の推進に要する経費
- ・ 移住・定住のための相談窓口・コーディネーターの設置等に要する経費
- ・ 空き家対策(空き家データベースの作成・利活用のための改修等)に要する経費

など

9. 行政システム関係項目

- ・ 個人番号カードの多目的利用(住民票のコンビニ交付等)に要する経費
- ・ 自治体情報システムのクラウド化に要する経費

など

10. 普通交付税の算定を補完する項目

- ・ 4月2日以降に中核市に移行した団体に対する普通交付税措置(中核市割増分)の代替措置
- など
- ※ 普通交付税の算定期日は4月1日であり、普交算定に反映できない経費(4月2日以降の移行)について、特別交付税で算定することとしている。

11. その他の項目

- ・ 有害鳥獣の駆除・処分等に要する経費
- ・ **文化財の保護・発掘調査等に要する経費**
- ・ 小・中学校の遠距離通学対策(通学費補助等)に要する経費

など

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、**地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組(200万円／団体を上限)**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費(100万円／団体を上限)**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの(いずれも特別交付税算定ベース)。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

- ・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
- ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

基本情報



【年齢】
24歳
【出身地】
福岡県那珂川市
【転出元】
福岡県那珂川市
【前職】
漆器製造会社勤務
【活動時期】
R5.10～（1年目）

協力隊に応募したきっかけ

- ・もともと漆器に興味があり、伝統工芸の専門学校（専攻：漆工芸）に進学し、漆器職人を目指していた。
- ・専門学校時代に塩尻市の漆器工房にインターンシップで訪れており、当時から木曾漆器に興味を持っていた。
- ・前職の漆器産地は徹底した分業制だったこともあり、職人として下地から仕上げまでの技術習得をしたいという思いから、別の産地での修業を検討していた。
- ・漆器の魅力を同世代に広めていきたいという思いがある。

今後の抱負・任期後の目標

活動期間中は、師匠となる産地の熟練職人から漆塗り技術を学び、漆器製造の一連の基本技術を身に付けるべく研鑽を積んでいきたい。また、日々の活動や木曾漆器に関連する情報発信を通じて、木曾漆器の認知度向上や同世代へのPR役割を担ってきたい。

任期後も定住し、一人の木曾漆器職人として産地の仕事をしながら自分の作品も作っていくことで、産地の後継者となることを目指す。

活動内容

●国指定伝統的工芸品「木曾漆器」の技術習得

木曾漆器産地の「職人の高齢化」「後継者不足」「技術継承」といった課題解決のため、産地の卓越した技術を持つ熟練職人のもとで、下地から仕上げまで一連の漆器製造技術の習得を目指す



●木曾漆器の認知度向上のための情報発信

- ・日々の修業の様子をSNS発信で情報発信
- ・漆器の製造工程や技術を紹介する動画制作



●地場産業振興のためのPRイベント参加

- ・市のブランド発信のための県外イベント等に参加し、漆塗りの実演や来場者に木曾漆器の魅力を伝えるアテンド等を行う予定

※画像はイメージです



活動内容

●SNS情報発信

徳島県西部圏域「にし阿波」は、大歩危・祖谷などの景勝地や臨町うだつの町並みなどの歴史的な景観など魅力的な観光地が多くある地域です。国内外からの観光誘客を進めるため、この素晴らしい自然や歴史・文化をSNSで世界に発信しています。



●商談会で通訳業務

コロナ禍前は「にし阿波」の自然や歴史・文化に魅了されて多くの外国人が観光に訪れていました。アフターコロナに向けて、もう一度たくさん海外から観光客に訪れてもらえるよう、オンラインやリアルでの商談会を通じて旅行会社やメディアに「にし阿波」の観光情報を伝えています。



●ファミツアーのアテンド

「にし阿波」を訪れるファミツアーのアテンドを行っています。「にし阿波」の素晴らしい観光地を直接、旅行会社の皆さまに見てもらって旅行商品の造成、販売につながるよう取り組んでいます。



【福島県いわき市】遠野地区の伝統工芸「遠野和紙」の製作技術を継承してくださる方を募集します。(スマホ申請で受付できます!)

福島県いわき市



台湾から舞妓さんに!



活動内容

●鳴子こけし作りの技術習得

3寸から6寸までの絵を付けた鳴子こけしの制作を行い、徐々にこけしのサイズを大きくしています。



●こけし作りの道具や材料作りの習得

こけしを作るために原木から準備を行います。木工業者から届いたミズキの木の皮を剥くことから始まり木工旋盤で木地を作ります。



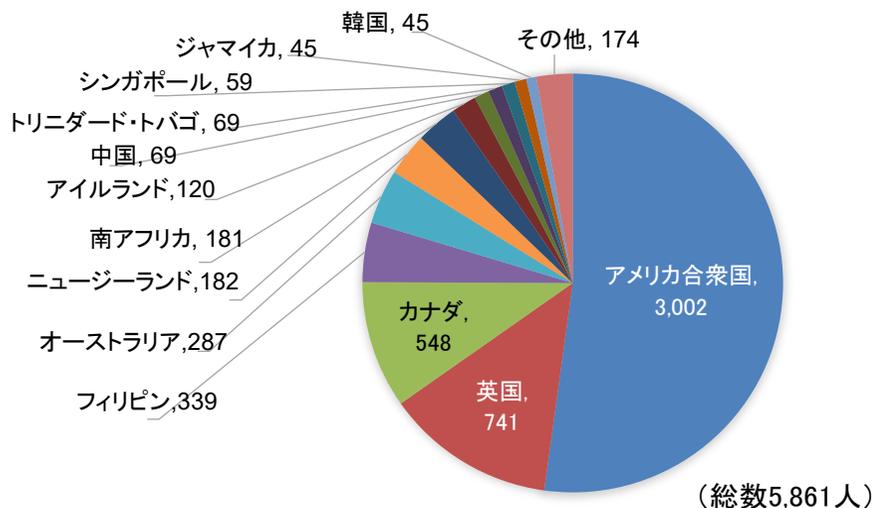
JETプログラム (“The Japan Exchange and Teaching Programme”)

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和6年で設立38年:

累計で世界80か国から約7万9千人(令和6年時点)の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

(1) 令和6年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT**(Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,373人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR**(Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 479人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA**(Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和6年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置
(標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

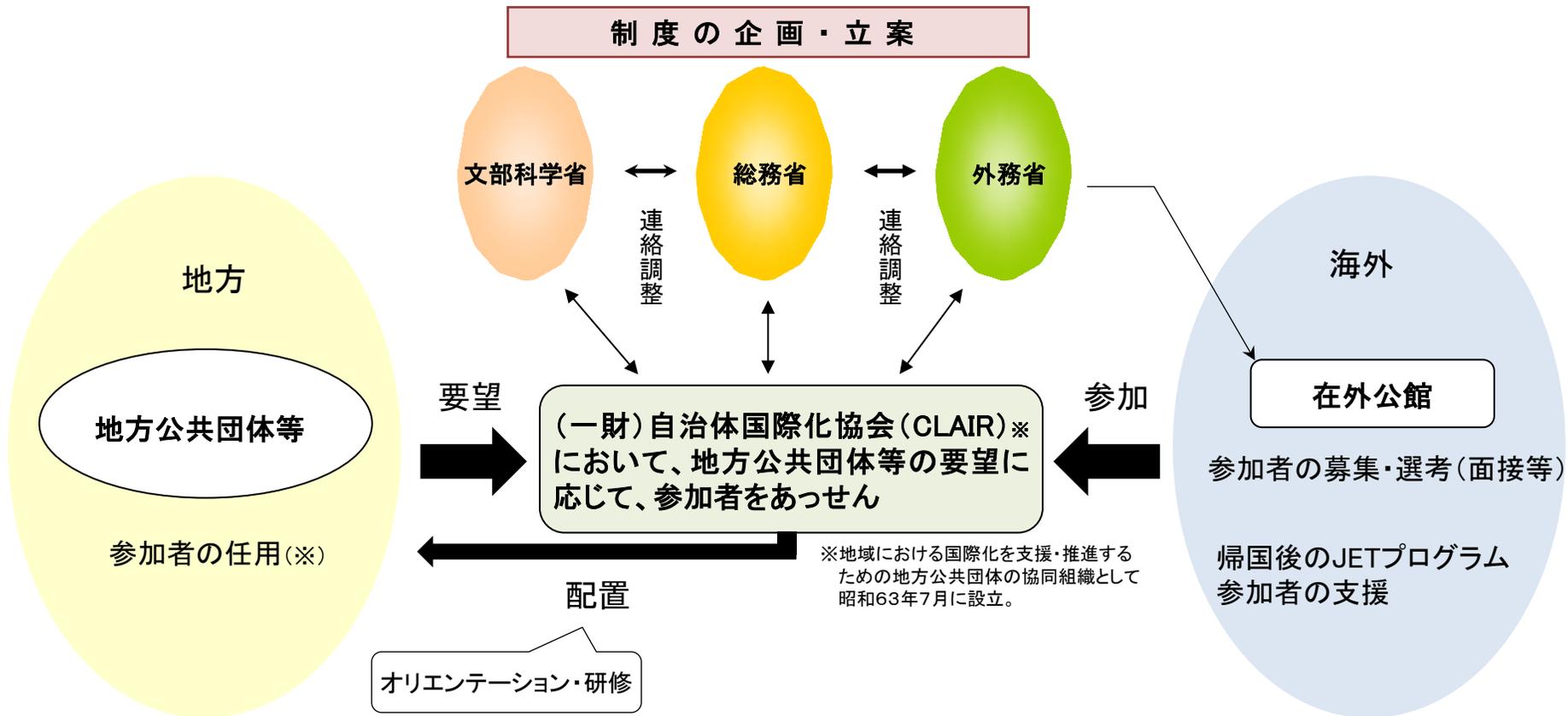
- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
(標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

J E T プログラム実施の仕組み（総務省・外務省・文部科学省・自治体国際化協会）



- (※)参加者の任用期間について
- ・原則として1年間
 - ・任用団体により必要な能力を有すると認められる者は3年間までの参加が可能
 - ・任用団体により勤務実績等が特に優れていると認められる者は最長5年間の参加が可能

○ JETプログラムの一層の活用を促すため、JETの活用方策について、3省連名で自治体に周知

ALT(外国語指導助手)について(令和6年度:915自治体等が任用、26か国、5,373人)

- ・小学校・中学校・高等学校の**外国語活動や外国語科の授業**等で活躍するほか、**地域の国際交流活動**にも貢献
- ・学習指導要領や第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)等を踏まえ、一層の活用
- ・学校や地域の現場でどのような活動を通じて外国語教育の充実と国際交流の進展を図り、相互理解の増進や地域の国際化に貢献しているかについて取りまとめた「JETプログラム外国語指導助手(JET-ALT)活動事例集」を令和5年7月に公表し、ALTの更なる活用や新規採用、ALTによる新たな活動の創出等に活用



JETプログラム外国語指導助手(JET-ALT)活動事例集の内容の抜粋

CIR(国際交流員)について (令和6年度:254自治体等が任用、34か国、479人)

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、これまで国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- ・近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務分野においても従事するケースも出てきており、「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、一層の活用



盆栽の魅力を英・日で発信し
インバウンド誘致に取り組む
イギリス人CIR(埼玉県さいたま市)



海外の旅行会社との商談会に臨む
カナダ人CIR(兵庫県豊岡市)

SEA(スポーツ国際交流員)について (令和6年度:4自治体が任用、5か国、9人)

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツを通じた国際交流が注目されていることから、一層の活用

- 既に外国人の地域おこし協力隊員として、約150名が活躍中（JET経験者含む）。
- 外国人ならではの目線を活用した情報発信、起業、インバウンドの受入れ等により外国籍の隊員の取組は高い評価を得ており、地域おこし活動に外国人を活用することの意義は大きい。

鉦山社宅を利用した県内最高評価のゲストハウス運営 レハン・ネルさん（南アフリカ出身・兵庫県朝来市）



- ・札幌市でALTとして勤務したのち、姫路市のALTであった双子の兄とともに地域おこし協力隊として朝来市へ移住した。
- ・朝来市が改修した鉦山社宅を利用し、ゲストハウスを運営。五右衛門風呂などのレトロな暮らしを体験でき、予約サイトにおいて県内で最も高い評価を得るゲストハウスのひとつとなっている。
- ・写真撮影の腕を活かして制作したPR動画も注目を集めた。
- ・任期終了後も朝来市で暮らすことを希望している。

外国人目線での地域資源の発掘と観光誘客

ベサニー・ジョンソンさん（カナダ出身・徳島県）



- ・佐那河内村でのALTの経験から、地域の魅力を海外に向けて発信することに携わりたいと思い、県の地域おこし協力隊に応募した。
- ・外国人目線で徳島県西部圏域の魅力を掘り起こし、海外に向けて情報発信を行うほか、ALTの経験を活かした観光イベント等での通訳業務や、FAMトリップのアテンドなどで活躍している。
- ・任期終了後も日本の情報を海外に発信する仕事を続けていきたいと考えている。

地域活性化起業人制度

今年度からは、企業派遣型に加え、社員個人の副業型がスタートします。

- **三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体**が、協定書に基づき、**社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣**
※副業型は社員個人と自治体が契約を結び、自治体の業務に従事
- 地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら**即戦力人材として業務に従事**することで、地域活性化を図る
- 派遣期間中の**社員の給与等に係る経費**については、原則、**地方自治体が負担**

※ 制度の詳細については、同封のパンフレットをご覧ください。

活動内容 (例)

- DMO設立などの観光振興
- 自治体DXや地域課題解決のためのDX
- 地場産品の開発・販路拡大
- 地域経済の活性化
- 移住促進・交流人口の拡大
- 等

期 間

6か月～3年



※ 副業型は社員個人と自治体との契約となります。

派遣対象者

三大都市圏に所在する企業の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入自治体

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取組む市町村及び人口減少率が高い市町村

} 1,432市町村
(R5.4.1現在)



【事例】
愛媛県

自転車新文化推進の取り組み例

自転車新文化 の考え方



自転車は、買い物や通勤、通学といった移動手段だけでなく、
健康と 生きがいと 友情を もたらしてくれる。

愛媛県 自転車新文化推進課
(英語表記) Cycling Life-Style Promotion Division

はじめに

どういうきっかけで、始まったか。

- 22年12月 中村知事就任（しまなみ海道を世界に情報発信）
- 23年11月 知事が台湾G I A N T社 劉金標会長と面談
⇒「**自転車新文化**」の考え方を聞く
- 24年 5月 台湾G I A N T社 劉会長が瀬戸内しまなみ海道をサイクリング
⇒「まさに**サイリングパラダイス**」と最大級の賛辞
- 25年 9月 知事としまなみ海道サイクリング
⇒県内市町長、県議会議員、県幹部職員ほか
- 25年10月 サイクリングしまなみ プレ大会（初の高速道路を通行規制した大会）
- 26年 7月 知事と経済界サイクリング in しまなみ海道
- 26年10月 サイクリングしまなみ2014
- 27年 4月 県庁に自転車新文化推進室を創設
- 28年 3月 愛媛県自転車新文化推進協会 設立
- 28年10月 サイクリングしまなみ2016
- 29年 5月 自転車活用推進法の施行
- 30年 4月 自転車新文化推進課に格上げ
- 30年10月 サイクリングしまなみ2018
- 31年 3月 愛媛県自転車新文化推進計画（H31～R4）策定
- R元年11月 しまなみ海道がナショナルサイクルルートに第一次指定
- R2年10月 サイクリングしまなみ2020（中止）・・・**新型コロナの感染拡大を受け判断**
- R4年10月 サイクリングしまなみ2022 開催
- R5年度 **第二次愛媛県自転車新文化推進計画（R5～R8）策定**

1. 自転車新文化推進のための主な施策

自転車県としてのブランド化

サイクリストにとって 特別な場所へ

- ・「サイクリストの聖地」しまなみ海道での
国際サイクリング大会の定期開催
- ・ナショナルサイクルルートの設定
- ・四国一周サイクリングルートの設定
- ・おもてなしサポーター制度 etc.



おもてなし態勢の整備

愛媛の自転車が熱い 国内外から観光客を誘客し交流人口を拡大

- ・愛媛マルゴト自転車道
- ・乗り捨て可能なレンタサイクル
- ・休憩施設（サイクルオアシス）
- ・サイクルレスキュー
- ・サイクルトレイン、サイクルバス
- ・きめ細かな情報提供・えひめFreeWi-Fiの整備
- ・サイクリングガイド等の人材養成 etc.



自転車利用の普及・拡大

県民みんなが作り・育てる サイクリングパラダイス

- ・「愛媛サイクリングの日」の創設
- ・女性、シニア、ファミリー層への普及啓発
女性サイクルユニットによる情報発信
アクティブシニアスポーツ自転車体験会
子ども向けサイクルスクール
自転車通勤の促進
- ・タンDEM自転車の走行
- ・自転車競技の開催による魅力発信 etc.



自転車の安全利用

誰もが安心・安全に自転車利用 シェア・ザ・ロードの啓発・拡大

- ・自転車安全利用促進条例の浸透
- ・自転車安全利用セミナー
- ・高校生・外国人等の自転車利用マナーアップ
- ・思いやり1.5m運動（ドライバーの配慮）
- ・ヘルメット着用の推進
- ・自転車保険加入促進 etc.



2.1.1 ブランド力の向上と魅力発信



高速道路や瀬戸内の美しい島々を舞台に行うサイクリング大会

■サイクリングしまなみ2022

開催日：4年10月30日（日） 参加者：国内外の6,371人
（国内：46都道府県、海外：33の国と地域から180人）

大会コース：8コース

交通規制：しまなみ海道本線

区間は、今治IC～向島IC 上下線

期間は、最大6：00～12：00の6時間

■サイクリングしまなみ2018

開催日：30年10月28日（日） 参加者：国内外の7,215人
（国内：47都道府県 海外：26の国と地域から701人）

■サイクリングしまなみ2016

開催日：28年10月30日（日） 参加者：国内外の3,539人
（47都道府県、海外は9の国と地域から251人、今後2年ごとに開催）

■サイクリングしまなみ2014

開催日：26年10月26日（日） 参加者：国内外の7,281人
（国内：46都道府県 海外：31の国と地域から525人）

○サイクリングしまなみの特徴

- 高速道路を走行するサイクリング大会
- 世界有数のサイクリングコースを使ったイベント
- しまなみ海道の絶景を堪能する多彩なコース設定
- 瀬戸内の島ならではの「おもてなし」



2.1.2 台湾との交流ほか

○台湾・日月潭と瀬戸内しまなみ海道との姉妹自転車道協定締結

瀬戸内しまなみ海道のブランド力向上と台湾との交流人口拡大のため、26年10月25日に台湾・日月潭サイクリングコースとの姉妹自転車道協定を締結

○愛媛県と台北市 国際交流促進覚書締結

28年5月18日に覚書を締結し、国際交流活動を協力して取り組む分野として、「愛媛マルゴト自転車道と台北市全自転車道を核としたサイクリング分野における相互交流」を掲げた。

○愛媛県と台中市 国際交流覚書締結

29年6月1日に覚書を締結し、国際交流活動を協力して取り組む分野として、「サイクリングを通じた相互交流」を掲げた。

○愛媛県自転車新文化推進協会と台湾自転車新文化基金會との友好交流協定の締結

29年3月9日に、四国一周、台湾一周のサイクリングを核にしたサイクリング交流を拡大・発展させるために交流協定に調印した。

○商標登録

- 「サイクリストの聖地（平成28年8月19日）」
- 「サイクリングパラダイス（平成28年7月1日）」



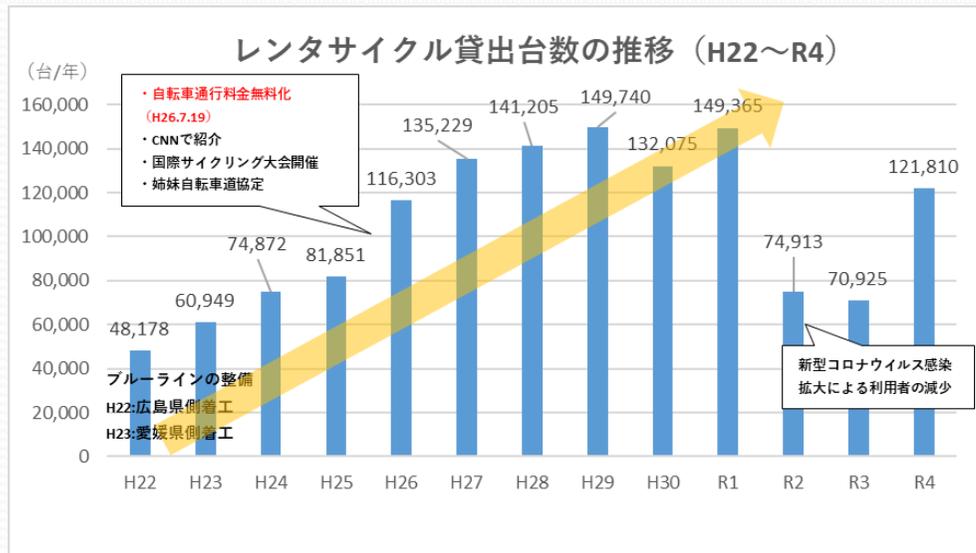
姉妹自転車道協定調印式（26年10月25日）



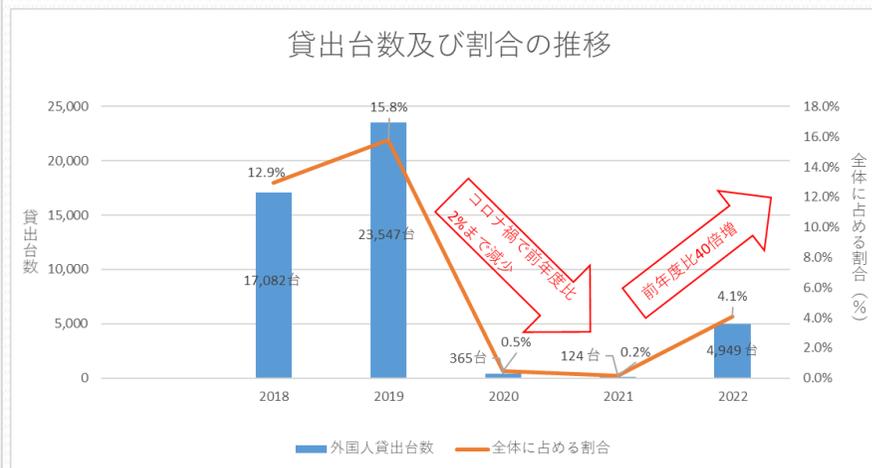
サイクリストの聖地碑（多々羅しまなみ公園）

2.1.3 しまなみ海道のPR効果

○瀬戸内しまなみ海道のレンタサイクル貸出台数



◇うち外国人の占める割合



◇国別の状況

国名	2019	
	台数	前年対比
台湾	2,749	1.24
オーストラリア	2,217	1.56
アメリカ合衆国	2,172	1.40
フランス	1,933	1.41
香港	1,907	1.03
イギリス	1,889	1.92
ドイツ	1,504	1.79
オランダ	1,057	1.40
カナダ	974	1.77
中国	825	0.92
シンガポール	560	1.28
スイス	544	1.13
韓国	150	0.50
その他	5,066	

国名	2022	
	台数	前年対比
アメリカ合衆国	868	12.96
オーストラリア	677	37.61
ドイツ	384	32.00
カナダ	357	39.67
イギリス	315	15.75
台湾	299	49.83
フランス	252	7.41
シンガポール	190	190.00
オランダ	187	23.38
香港	175	175.00
スイス	83	11.86
韓国	52	0.00
中国	34	1.17
その他	1,076	

レンタサイクルの貸出台数は、

- 自転車通行料金の無料化
 - CNNで世界7大サイクリングコースの1つとして紹介
 - 台湾のサイクリングコースと姉妹自転車道協定の締結等の効果もあり、H29年度はH22年度の約3倍に増加
- ※H30年度推計値

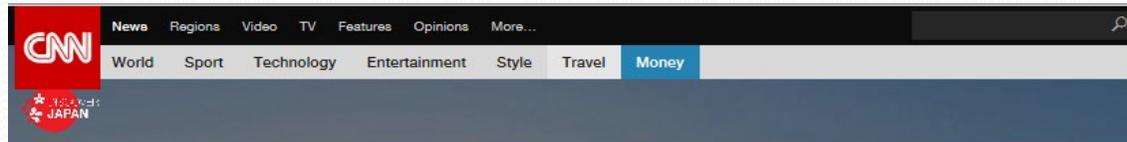
➡33万人のサイクリストが来訪

しまなみ海道の自転車通行料金の無料化は、令和8年3月末まで延長

2.1.3 しまなみ海道のPR効果

○CNNテレビで世界7大サイクリングルートの一つに選定

アメリカのCNNテレビ 旅行情報サイトで『世界で最もすばらしい7つの自転車道』の1つとして紹介(H26.5)



Japan's Shimanami Kaido: One of the world's most incredible bike routes

Steve John Powell, for CNN. Photos by Angeles Marin Cabello
Updated 1940 GMT (0240 HKT) April 2, 2015



10 photos

Shimanami Kaido bike route - Shimanami Kaido is a 80-kilometer-long road and bridge network running between Japan's Hiroshima and Ehime prefectures. The route connects across several islands, offering sublime views of the Seto Inland Sea National Park.



○ロンリープラネット社のガイドブックで世界50選の一つに選定 (H28.10)

世界的に有名な豪の旅行ガイド本会社ロンリープラネットの「世界の魅力的なサイクリングルート50選」のガイドブックに、日本で唯一瀬戸内しまなみ海道が掲載

2.1.3 しまなみ海道のPR効果

○トリップアドバイザーでの紹介

(旅好きが選んだ！日本の展望スポット2017)

■平成29年3月16日

日本の展望スポットを実際に訪れた旅行者の口コミを元に集計し、ランキング形式で発表されたトリップアドバイザー「旅好きが選んだ！日本の展望スポットランキング2017」において、全国の展望名所（東京タワー、東京スカイツリー等）のなかで瀬戸内しまなみ海道の展望名所「亀老山展望公園」が2位にランキングされた。



2位
亀老山展望公園（愛媛県今治市）
Mt. Kiro Observatory Park (Ehime)



“何年か経ってこの瀬戸内旅行をおもいだすとき思い浮かべる景色はこのような気がします。晴れた日は、感動的なパノラマが広がります”

○楽天トラベルランキングで1位

(自転車旅のススメ！サイクリストに人気の旅行先ランキング)

■平成29年4月27日

旅行予約サイト「楽天トラベル」は、サイクリストに人気の旅行先ランキングを発表し、「今治・しまなみ海道」が1位にランキングされた。（さらに尾道・福山・しまなみ海道が3位、松山・道後が10位）

【「サイクリスト旅行」に関する調査概要】

■調査日 29年3月1日（水）

■調査対象 「サイクリング」「サイクリスト」のキーワードを含む宿泊プランの宿泊人泊数（国内宿泊、ANA楽パック、JAL楽パック、インバウンド）

■対象期間 28年3月1日(火)～29年2月28日(火)

愛媛県
今治・しまなみ海道



全長約70kmの「瀬戸内しまなみ海道」は日本で初めての海峡を横断する自転車道があり、“自転車乗りの聖地”としても有名です。そんなしまなみ海道の四国側の拠点、今治エリアが第1位を獲得。広島・尾道から今治までの間には、自由に相互の乗り捨てが可能なレンタサイクルのターミナルが14箇所設置されていて、サイクリング旅に最適なコースです。

2.1.4 ナショナルサイクルルートの指定

- ◆日本を代表し、**世界に誇りうるサイクリングロードについて、国内外へPRを図る**ことを目的に国が制度を創設（R1.9.9）
- ◆指定要件の「ルート設定」、「走行環境」、「受入環境」、「情報発信」「取組体制」の5つの観点から第三者委員会で審査



○第1次ナショナルサイクルルート（R1.11.7指定）

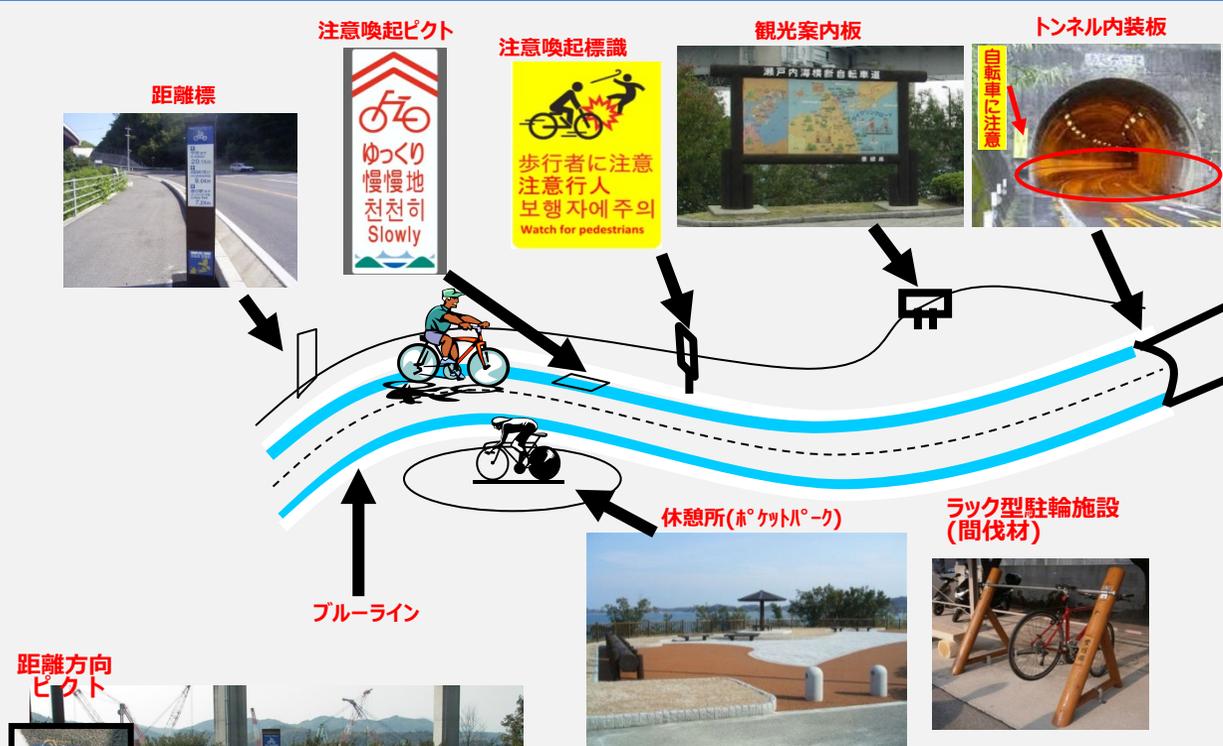
名称	延長	起終点及び経過地
つくば霞ヶ浦りんりんロード	176km	自：茨城県桜川市 JR岩瀬駅 至：茨城県潮来市 水郷潮来バスターミナル
ビワイチ	193km	自：滋賀県大津市 瀬田唐橋 至：滋賀県大津市 瀬田唐橋 (琵琶湖岸一周(反時計回りの一方通行))
しまなみ海道サイクリングロード	70km	自：広島県尾道市 JR尾道駅 至：愛媛県今治市 サンライズ糸山

○第2次ナショナルサイクルルート（R3.5.31指定）

名称	延長	起終点及び経過地
トカプチ400	403km	自：北海道帯広市 JR帯広駅 至：北海道帯広市 JR帯広駅 (帯広市を起終点とし上士幌町から大樹町までを8の字で結んだルート)
太平洋岸自転車道	1,487km	自：千葉県銚子市 銚子駅 至：和歌山県和歌山市 加太港
富山湾岸サイクリングコース	102km	自：富山県氷見市脇 至：富山県朝日町境

2.2.1 愛媛マルゴト自転車道の推進

○愛媛マルゴト自転車道の整備内容



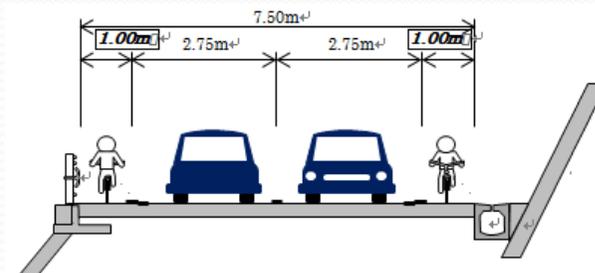
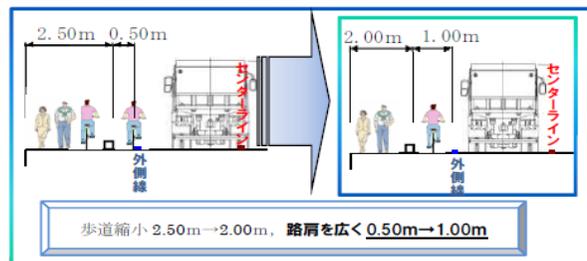
○愛媛マルゴト自転車道サービスサイト



県内各地のサイクリングコースを動画やマップで紹介。サイクリストがコース評価やお勧めスポットを投稿できる参加型のサイト及びアプリ

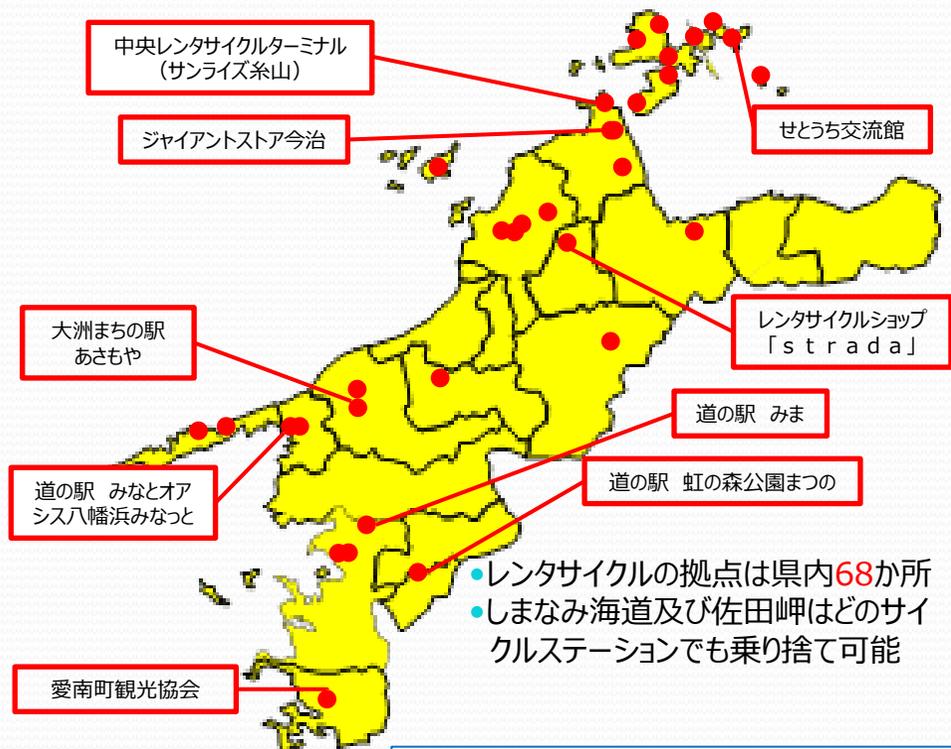
○サイクリストに安全な走行区間を！ ～路肩の拡幅～

- 幅員を再配分し、路肩を1.0m以上に拡幅
- 新規整備箇所で、1.0m以上の広幅路肩を設置



2.2.2 受入れ環境の充実

○レンタサイクル



○サイクリストの休憩施設 サイクルオアシス

【概要】サイクリストのための休憩施設

空気入れ、水、トイレ、ベンチ（休憩設備）及び情報を無償提供し、地域と交流できる施設

※平成23年度にしまなみエリアから整備が始まり、現在、県内全域でサイクリスト向け休憩所の整備を進めている。

【中予エリア】(90か所)

松山市：34か所
伊予市：13か所
東温市：14か所
久万高原町：15か所
松前町：5か所
砥部町：9か所

【八幡浜エリア】(50か所)

八幡浜市：10か所
大洲市：11か所
西予市：10か所
内子町：10か所
伊方町：9か所

【南予エリア】(43か所)

宇和島市：17か所
松野町：6か所
鬼北町：1か所
愛南町：9か所

【今治・しまなみエリア】

(県内106か所) ※尾道市にもあり
今治市：86か所
上島町：20か所

【東予東部エリア】(84か所)

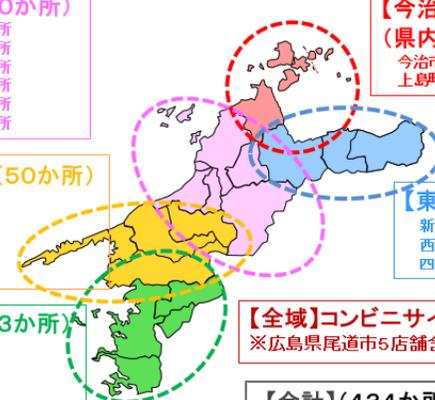
新居浜市：24か所
西条市：41か所
四国中央市：19か所

【全域】コンビニサイクルオアシス(61か所)

※広島県尾道市5店舗含む

【合計】(434か所)

(令和6年3月6日現在)



○自転車チューブ自動販売機



パンク時に必要なタイヤチューブを自動販売機で販売

○公共交通機関等での主なサービス

【松山空港】手ぶら観光サービス
自転車梱包用段ボール預り
サイクルステーション
更衣室

【松山観光港】道後温泉手ぶら観光便
【東予港】船内荷物預かりサービス
サイクルステーション

【JR四国】輪行袋レンタルサービス
手ぶら観光サービス

○トラブル発生時の強い味方「サイクルレスキュー」

サイクリング中のトラブル時の応急処置や搬送（有償または無償）などに協力してくれる施設。

それぞれの本来業務、専門性、特技などを活かした、可能な範囲での対応をお願いし、多くの店舗や施設などの協力で実施。

2.2.3 二次交通等の充実

2.2.4 おもてなし人材の育成

○サイクルトレイン

JR四国、伊予鉄道と連携し、自転車を電車で直接持ち込むことができるサイクルトレインを運行

○えひめ・しまなみリンリントレイン

(JR予讃線 松山駅～今治駅～西条駅 混乗試験)

○JR予土線(宇和島駅～窪川駅(高知県))混乗試験

○サイクルトレイン愛ある伊予灘号(JR予讃線 松山駅～大洲駅)

○伊予鉄道サイクルトレイン(郊外電車3路線 土日祝)



○サイクルバス

○ジェイアール四国バス：なんごくエクスプレス号(松山～高知) 輪行可能、久万高原線で運行

○伊予鉄道：松山～三崎特急線、面河線で運行 解体せずに自転車を積載できる専用バスの開発



○サイクリングガイドの養成

- サイクリング観光客をサポートするガイドを養成するため、「サイクリングガイド養成講習会」を開催
- 全国共通の資格者の養成(H27～R元)

(公財) 日本サイクリング協会公認ガイド	26名
(一社) 日本サイクリングガイド協会クラス認定	23名
- 地域実情に対応した愛媛県版サイクリングガイドクラス認定制度導入(R2年度～)

クラス認定者：84名
- サイクリングガイドとして県内サイクリングやイベント等の業務に招聘



◇今後は、サイクリングガイドの裾野の拡大・レベル向上とともに、活用体制の構築を図る。



座学講習



2.3.3 E-BIKEえひめの推進

E-BIKEアクションしまなみ

サイクリストの聖地「しまなみ海道」からE-BIKEの魅力を発信し、E-BIKEでの新しいサイクリングライフを提案するプロジェクト「E-BIKEアクションしまなみ」を始動。(R元.7.3発表)



「E-BIKEアクションしまなみ」魅力発信ポイント

◆サイクリングに興味があっても踏み出せなかった

- ① "体力に自信のない人、運動習慣がない人でもラクラク、楽しくサイクリング"
- ② "手軽に運動、気分転換もできて心身ともにリフレッシュ"

◆グループで走るとペースが合わず一緒のサイクリングをあきらめていた方たちも、体力差を補えるから、

- ③ "ご夫婦やカップル、職場のグループでもサイクリングが共通の趣味に"

◆今まで行けなかった難易度の高いルートへもチャレンジできるため、

- ④ "体力に自信がなくても激坂にチャレンジ！登った先の絶景を満喫"

◆車で行けない場所も小回りの利くE-BIKEであれば、

- ⑤ "細い道や路地も楽しく散策、地域の魅力を再発見"



Setouchi vélo協議会について

◆瀬戸内地域及びその周辺地域を、**環境に配慮し安全で快適な**、世界にも認められる「**サイクリングの推進エリア**」に育てることにより、瀬戸内地域等の**ブランド価値の向上**を図り、**持続的な地域振興を実現**することを目的として、令和4年10月に設立。

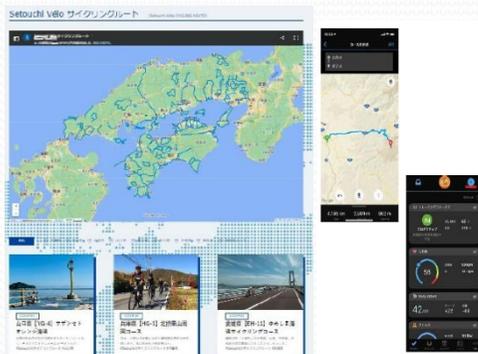
構成団体 兵庫県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
(順不同) 近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、
中国運輸局、四国運輸局、中国経済産業局、四国経済産業局、中国経済連合会、
四国経済連合会、一般社団法人せとうち観光推進機構、
一般社団法人四国ツーリズム創造機構、本州四国連絡高速道路株式会社



ひとつの瀬戸内、それぞれのストーリー。

サイクリングのネットワーク化

瀬戸内地域に存する多数のサイクリングルート
「Setouchi Veloルート」として行政境界を越えて
ネットワーク化し、瀬戸内地域等が広域に連携した
サイクリングエリアとなることを目指す。



Setouchi Velo HP
(スマートフォンアプリでのナビ機能を導入)

サイクリングの推進エリア化

瀬戸内地域を「日本屈指のサイクリングの推進エリア」として
国内外にPRできるよう、「シェアザロード」を推進するとともに、
老若男女問わず幅広い層がサイクリングを楽しめるよう、
E-BIKEの普及・促進を推進する。

国内外への情報発信

世界に誇るサイクリングルートを有する瀬戸内地域等を国内
外に向けて発信するため、マップやHPの活用やメディア、
DMOとの連携、キャラバンの実施など、各種活動を展開する。



今治ミーティングの開催
(令和5年4月26日)

個人的な見解

- 地方自治体において、文化を活用した観光や地域活性化は、必ずしも「文化行政担当課」「観光担当課」のみが行っているわけではない
- ※ 移住担当や地域振興担当、地域コミュニティ担当が事業を行う例も多数
- ※ 食文化は農林水産部局、伝統産業は産業振興部局など

- ただし、各々の部局がそれぞれの文脈で事業を行っており、**同一自治体の中で「文化戦略」として連携や総合調整が行われているケースは少ないのではないか**
- また、特徴的な取り組みが行われているが、「手探り感」が強く、**個々の自治体で試行錯誤し、苦勞している印象**
- 国一都道府県一市町村の従来型の業界所管行政とは異なる場合も多く、**国の施策が現場に伝わりにくい可能性も**
- それぞれ地域に根ざした文化を発信する取り組みのため、**個別性が強く、ノウハウの共有や横展開（を図る発想）が乏しいのではないか**
活用できる国の施策を体系的に紹介することが有意義ではないか